

# 多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向

令和元年12月9日

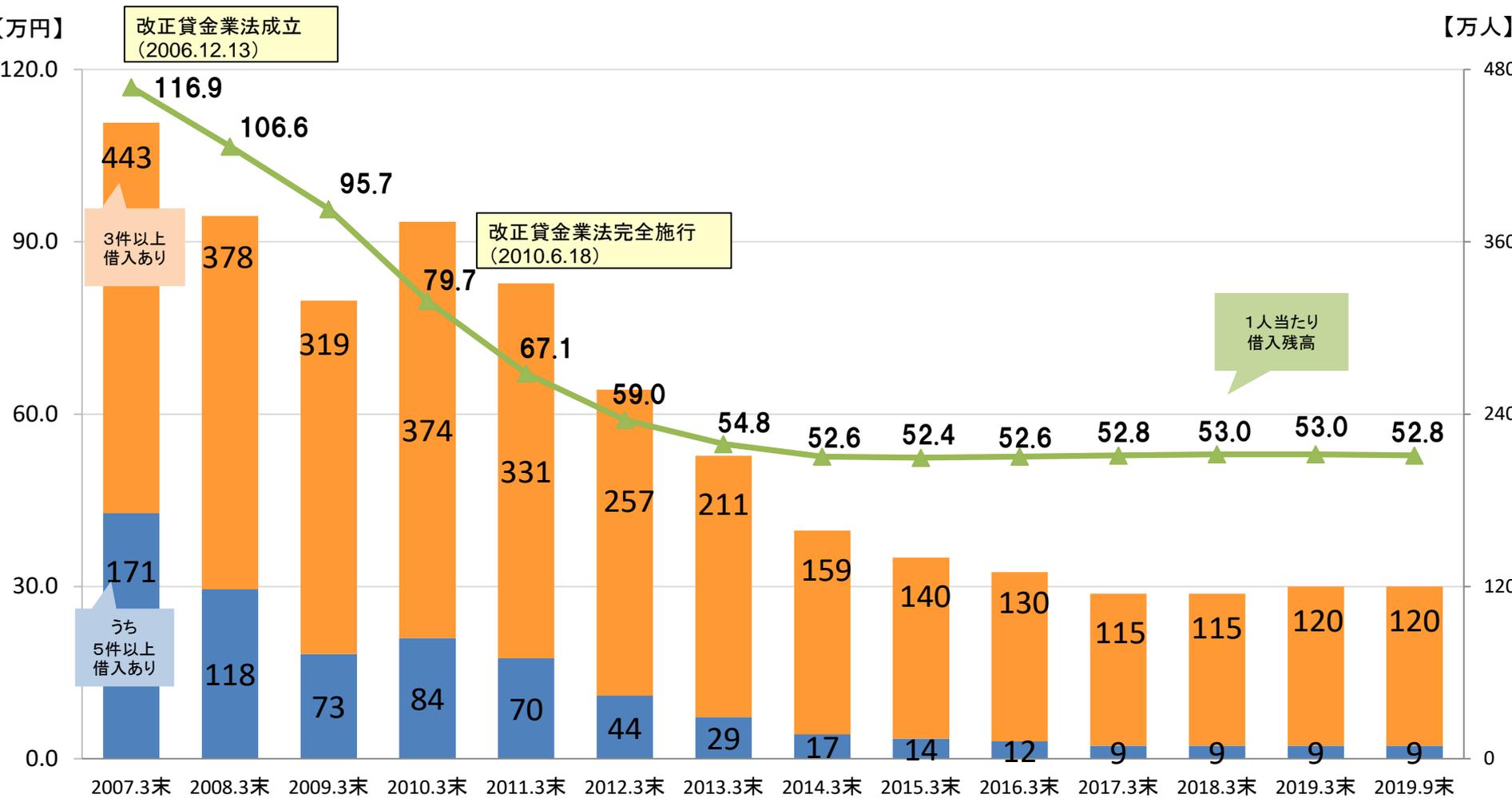
金融庁 / 消費者庁

1. 貸金業者からの無担保無保証借入の1人当たり残高及び複数件の借入残高がある人数の推移	...	1
2. 「多重債務」に関する消費生活相談の概況	...	2
3. 銀行カードローンについて	...	4
4. 新たな形態のヤミ金融事案への対応（SNS個人間融資・偽装ファクタリング）	...	10
5. ギャンブル等依存症対策の動向（包括的な連携協力体制への参画）	...	12

# 1. 貸金業者からの無担保無保証借入の1人当たり残高及び複数件の借入残高がある人数の推移

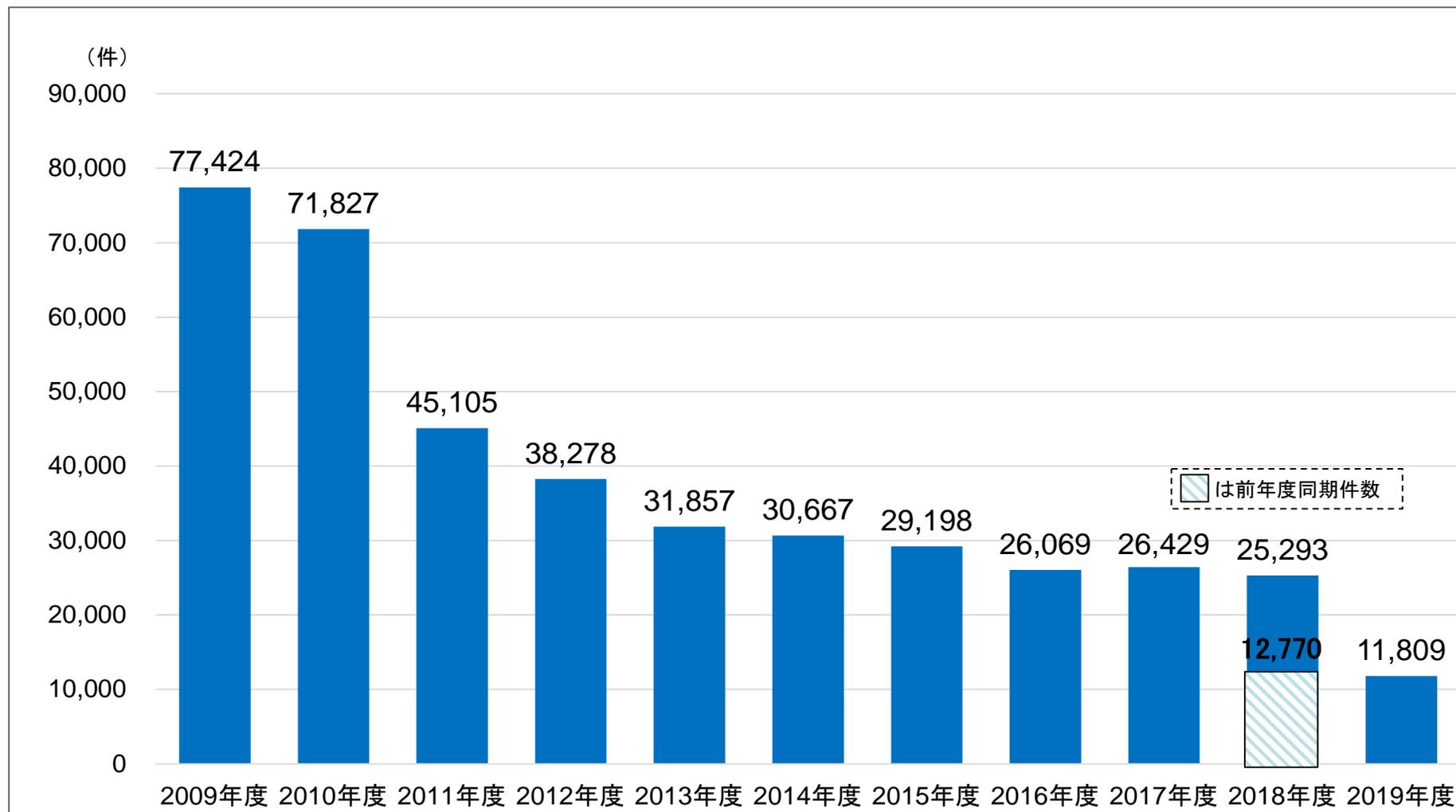
多重債務問題・・・貸金業を営む者による貸付けに起因して、多数の資金需要者等が重畳的又は累積的な債務を負うことにより、その営む社会的経済的生活に著しい支障が生じている状況をめぐる国民生活上及び国民経済の運営上の諸問題をいう。（貸金業法附則第66条）

多重債務者・・・消費者金融等からの複数債務を抱える債務者や返しきれない債務を抱える債務者



## 2. 「多重債務」に関する消費生活相談の概況(1)

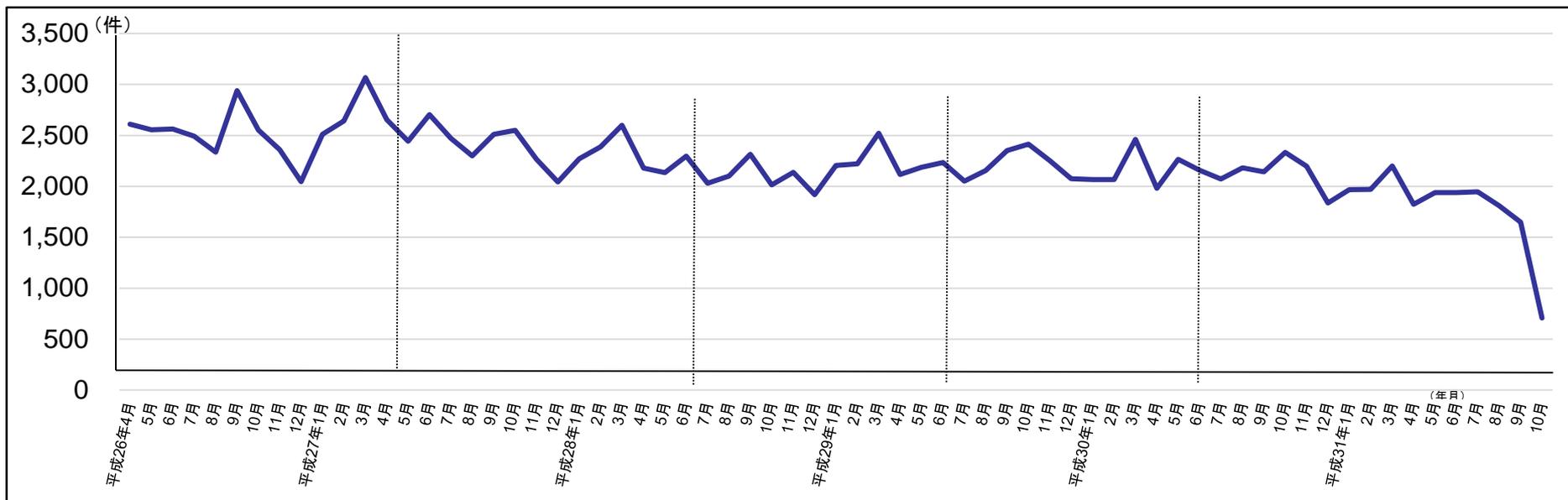
### 1-1. 相談件数(受付年度別推移)



(注)PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク)を通じて全国の消費生活センターから寄せられた「多重債務」に関する相談件数(2019年10月31日登録分まで)。

## 2. 「多重債務」に関する消費生活相談の概況(2)

### 1-2. 相談件数(受付月別推移)



(注)PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク)を通じて全国の消費生活センター等から寄せられた「多重債務」に関する相談件数。

### 2. 相談事例

○3年前にギャンブルに凝り、現在240万円の残高があり、返済が滞ったため、事業者から督促が来た。どうすればよいか。

○クレジットカードのショッピングや、キャッシング、消費者金融への借金が約500万円あり返済が厳しい。借金の整理をしたい。

○消費者金融やクレジットで120万円くらいの残債がある。支払いが厳しい。なんとかならないか。

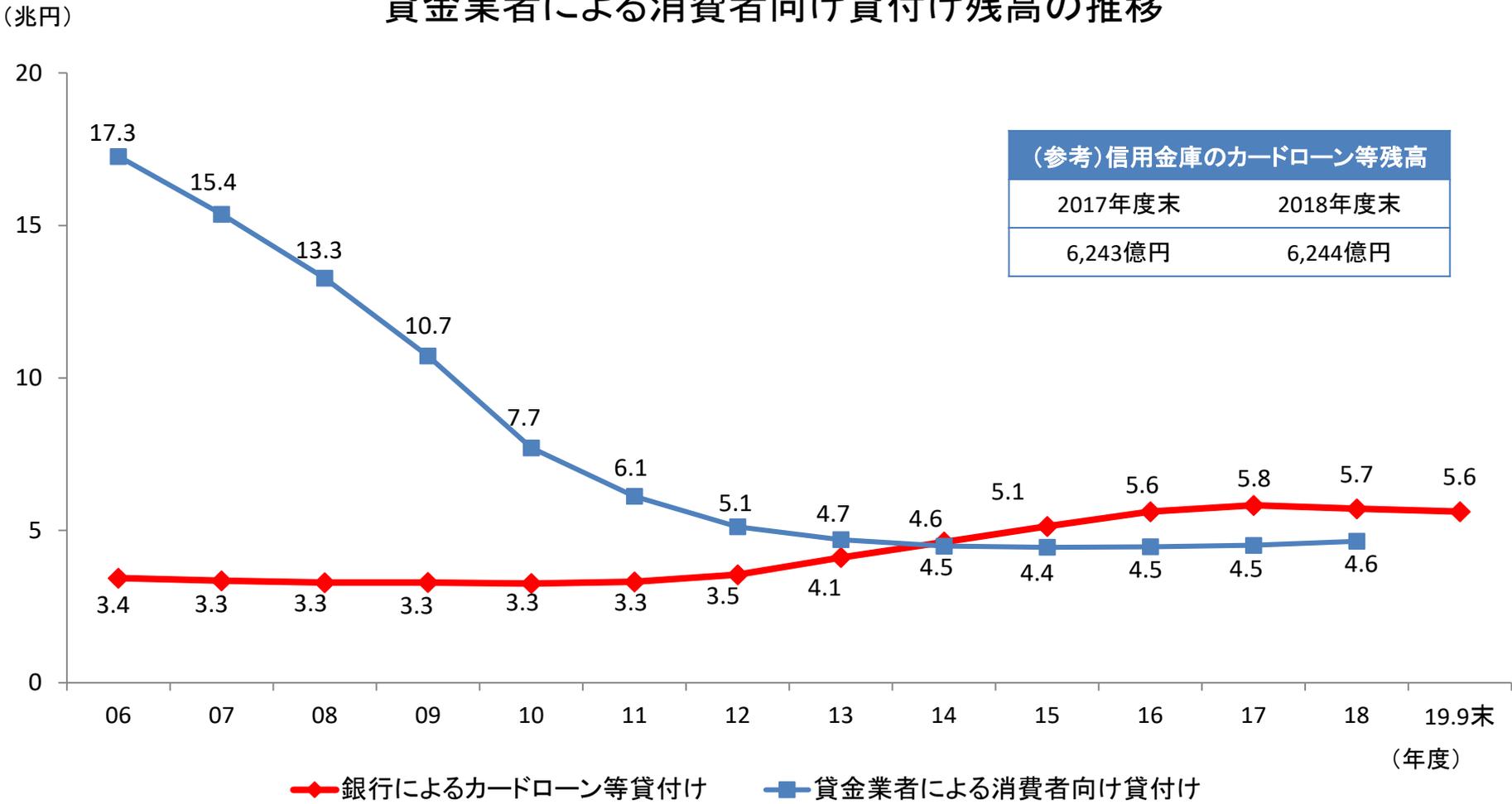
○借金の返済が苦しい。債務整理をしたいが相談窓口を教えてください。

○息子が5年前よりアルコール中毒で現在無職。カードローンで600万円借金。債務を整理し、病気の治療、生活再建をさせたい。

○住宅ローンが払えずいたら代位弁済しろという書面が届いた。他にも400万円の借金がある。自宅は残したいが債務整理したい

### 3. 銀行カードローンについて(1)

○ 国内銀行のカードローン等の残高と  
貸金業者による消費者向け貸付け残高の推移



(注)「カードローン等」は、カードローン(当座貸越方式)、応急ローンおよびカードキャッシングの合計。  
(出典)金融庁「貸金業関係資料集」、日本銀行時系列統計データより、金融庁作成

## (参考)貸金業者等におけるカードローンに係る求償権残高

2014年度末	2015年度末	2016年度末	2017年度末	2018年度末
2,167億円	2,510億円	3,003億円	3,513億円	3,882億円

※1. カードローン保証業務を行っている貸金業者28先(連結子会社含む)の合計額。

※2. 上記貸金業者等のカードローンに係る債務保証残高(2018年度末)は、4.3兆円。

※3. 一部、カードローン以外の求償権(証書貸付等)を含む。

### 3. 銀行カードローンについて(2) フォローアップ調査の概要

- 金融庁では、2017年3月の全国銀行協会による「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」を踏まえた各銀行における銀行カードローンに係る業務運営について、
  - ① 残高の多い先を中心とする12行を対象とした立入検査（2018年1月「銀行カードローン検査 中間とりまとめ」公表）や、
  - ② 銀行カードローンの取扱いのある全銀行に対する調査票の発出等による実態調査（2018年8月「銀行カードローンの実態調査結果について」公表）を通じて、改善に向けた取組みの進捗を確認してきたところ。
  
- 上記により、全体としては業務運営の改善に向けた取組みの進んでいることが確認された一方、取組みの進んでいない項目や、個々の銀行ごとには取組みが不十分な点も認められたことから、本年3月、銀行カードローンの取扱いのある全銀行（120行）に対し、調査票を発出し、昨年3月の実態調査以降における各銀行の業務運営の見直しの状況につき、フォローアップ調査を実施したものの。

#### 【主な着眼点】

- ① 過剰な貸付けを防止するための融資審査態勢（年収証明書の取得、融資上限枠の設定など）が構築されているか
- ② 保証会社の審査に過度に依存していないか
- ③ 融資実行後も定期的に顧客の状況変化を把握しているか
- ④ 配慮に欠けた広告宣伝を行っていないか
- ⑤ 支店や行員に対する業績評価体系
- ⑥ 若年層顧客への対応

### 3. 銀行カードローンについて(3) 主な調査結果①

#### 実態調査(2018.3)

- 91%が貸金業法と同水準の50万円超(※1)又はより厳格な水準に引下げ

(※1) 新規融資実行時の融資極度額

- 上限枠設定行は88%
- うち約7割が他行・貸金業者からの借入額を含め年収の1/2以下に上限枠を設定

- 84%が保証会社と定期的(2~3カ月に1回以上)にコミュニケーション
- 内容でも充実に向けた動き
  - 借入額等と代弁率の相関分析
  - 保証審査方針の協議
  - 保証審査への銀行取引情報の活用
  - 保証審査基準の追加

#### フォローアップ調査(今回)

- 貸金業法と同水準の50万円超又はより厳格な水準に引き下げている銀行は96%に増加(※2)

(※2) 残りは極度額が50万円以下の銀行

- 上限枠設定行は95%に増加
- うち約8割が他行・貸金業者からの借入額を含め年収の1/2以下に上限枠を設定
- 他の銀行も、上限枠の設定や基準見直しの動き

- 88%の銀行が、保証会社と定期的にコミュニケーション
- 引き続き内容の充実も進み、保証審査に主体的に関与していく動き

年収証明書の取得基準

融資上限枠  
(年収債務比率)

保証会社審査への関与

### 3. 銀行カードローンについて(4) 主な調査結果②

途上管理

#### 実態調査(2018.3)

- 7%が年収証明書の再取得や給振口座情報により、貸付後の顧客の収入状況等を把握
- 88%が相談窓口等の体制を整備

#### フォローアップ調査(今回)

- 貸付後の顧客の収入状況等を把握する銀行は70%に増加も、能動的対応を行う銀行は未だ少数
- 全ての銀行が相談窓口等の体制を整備

広告・宣伝

- 全行が不適切文言を削除(「年収証明書不要」等)
- 21%がCM実施、うち全行が貸金業の自主規制(※3)と同水準で実施
- 25%がアフィリエイト広告を実施、うち92%が広告の掲載状況を定期的にモニタリング

- CMを実施する銀行は25%、うち全行が貸金業の自主規制と同水準で実施
- 67%がインターネット広告(※4)を実施、うち96%が出稿時のルール設定や広告の掲載状況の定期的なモニタリングを実施

(※3) 午前7時～9時、午後5時～10時は原則として放送を行わない 等

(※4) アフィリエイト広告のほか、バナー広告、リスティング広告、リターゲティング広告等を含む

業績評価体系

- 8%が営業店担当者に数値目標を設定

- 営業店担当者に数値目標を設定する銀行は無し

若年層顧客への対応

- 未成年者に提供できる商品のある銀行は3行、うち残高有りは1行かつ少額
- 成年年齢引下げ後に、商品を提供できる年齢層の拡大を予定する銀行は無し

### 3. 銀行カードローンについて(5) フォローアップ調査の総括

- 銀行カードローンの業務運営については、前回調査以降も、全体として、融資審査態勢の見直し等の業務運営の改善に向けた取組みが進んでおり、業界としての業務運営水準の高まっている状況が認められる。
- 但し、融資上限枠の設定については、現在見直しに向けて進められている一部の銀行の取組みを注視していく。
- また、融資実行後の途上管理については、年収証明書の再取得等に向けた積極的な取組みを行う銀行が増えてきてはいるものの、能動的に顧客の変化やその予兆を把握しようとする動きが鈍く、取組みが未だ不十分であることから、好事例の共有や対話等を通じて具体的な改善を促すなど、個別に早急な対応を促していく。

(注) 顧客の借入状況の把握にあたって重要となる信用情報機関の登録情報については、当庁の「信用情報のあり方PT」において、登録信用情報の精緻化に向けた基本的な方向性(銀行カードローン情報の登録の日次化・信用情報機関間での情報交流)を示し、関係機関において検討が進められている。

## 4. 新たな形態のヤミ金融事案への対応（SNS個人間融資・偽装ファクタリング）

- ✓ SNSなどにおいて「個人間融資」を装って、業として貸付けを行う事案（SNS個人間融資）
  - ✓ 売掛債権等を売却して資金を調達する「ファクタリング」を装って、実質的には金銭の貸付けを行う事案（偽装ファクタリング）
- について、注意喚起を実施するとともに、貸し手側への対応を強化。

### ■ 注意喚起の実施

#### 首相官邸LINE・金融庁Twitter

首相官邸 (令和元年9月18日配信)

SNSを通じたお金の貸し借りに要注意  
**#個人間融資**

「会ってみたら、違法な高金利の貸付だった」  
「暴力をちらつかせて返済を脅された」  
「貸付条件に性行為を要求された」

犯罪手口の情報や被害に関するご相談は [個人間融資 金融庁](#)

金融庁 @fisa\_JAPAN (令和元年8月19日配信)

【注意喚起】SNS等で勧誘し、お金の貸し借りを行う「個人間融資」は、たとえ個人が行う場合であっても、貸金業法の規定に抵触する場合があります。貸す側も、借りる側もご注意ください！詳しくはこちらをご覧ください。

[fsa.go.jp/ordinary/chuui...](https://fsa.go.jp/ordinary/chuui...)

#個人間融資 #個人融資 #お金貸します #ひととき融資

#### チラシの配布・金融庁ウェブサイトへの掲載

貸す側も、借りる側も  
**#個人間融資に要注意!**

SNS等で勧誘し、お金の貸し借りを行う「個人間融資」は、たとえ個人が行う場合であっても、**貸金業法の規定に抵触**する場合があります。

**貸金業法の規定**

- 個人であっても反復継続する意思をもって金銭の貸付けを行うことは、貸金業法上の「貸金業」に該当します。
- 貸金業を営む場合は、国又は都道府県の登録を受ける必要があります。
- 不特定多数が閲覧可能なSNS等で「お金貸します」、「融資します」などと書き込んで、契約の締結を勧めることは、貸金業法で規制されている「貸金業を営む目的をもって、貸付けの契約の締結について勧誘すること」に該当するおそれがあります。

⇒ これらの貸金業の無登録営業、無登録業者の勧誘は、罰則の対象です。  
【貸金業の登録営業】10年以上の貸付実績（100万円以上の貸付）  
無登録業者による勧誘：2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金

**個人間融資を利用しようと思っている方へ**

- 個人を装ったヤミ金融業者により**違法な高金利**での貸付けが行われる
- 個人情報が悪用されるなどして、**犯罪被害やトラブル**に巻き込まれるなどの危険性があります。

**ヤミ金融業者による個人間融資は利用しないようにしましょう**

犯罪手口の情報や被害に関する相談窓口

金融庁 金融サービス利用相談室 受付時間：平日10:00～17:00 ☎0570-016811 03-5261-9811 (IP電話からの場合) 消費生活センター等の消費生活相談窓口 ☎188 (消費者ホットライン)	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター ☎0570-051051 03-6739-3861 (IP電話からの場合)
--	---

警察  
☎9110 (各都道府県警察相談ダイヤル)

(令和元年8月19日掲載)

～経営者の皆様～  
**その資金調達大丈夫ですか？**

中小企業の経営者を狙い、売掛債権等を譲渡して資金を調達する「ファクタリング」を装って、貸金業登録のない業者が、債権を担保とした違法な貸付けを行っている事案が確認されています。

**被害が疑われる事例**

- 債権の買取代金が、債権額に比べて著しく低額であったり、高額な手数料が差し引かれる
- 契約書に「売買契約」であることが定められていない
- 譲渡した債権の回収(集金)が売主(あなた)に委託されており、回収することができなかった場合に、売主による債権の買戻しや買主(買取業者)による償還請求が行われることになっている

あやしいと感じたら、裏面の相談窓口にご相談ください。

日本貸金業協会 | 金融庁 | 中銀銀行 | 警察庁

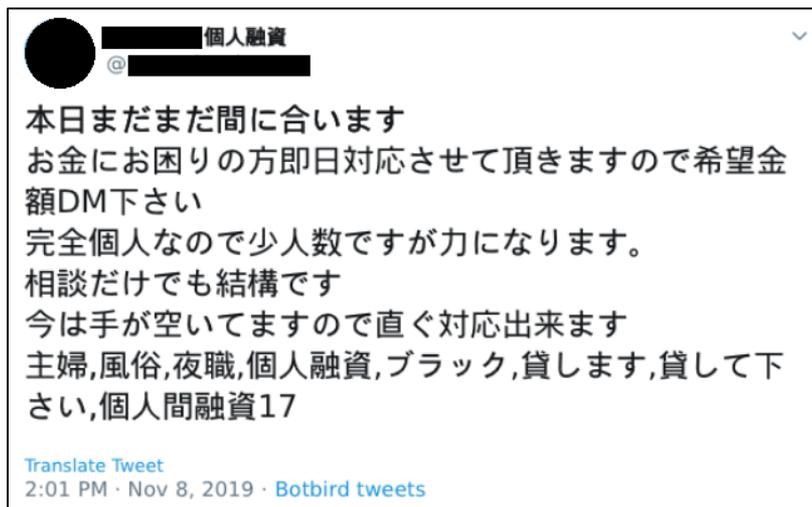
(令和元年6月12日掲載)

## 4. 新たな形態のヤミ金融事案への対応（SNS個人間融資・偽装ファクタリング）

### ■ SNS個人間融資に関する悪質な書込みへの個別対応

- ✓ 新たに金融庁公式Twitterアカウント（金融庁個人間融資対策（@fsa\_P2PL））を開設。
- ✓ 本年11月より、Twitterにおいて個人間融資の勧誘を行っている悪質な書込みに対し、当該アカウントから直接返信することで、個別にも注意喚起を行っており、今後も継続して実施。

#### 個人間融資の勧誘を行っている書込み

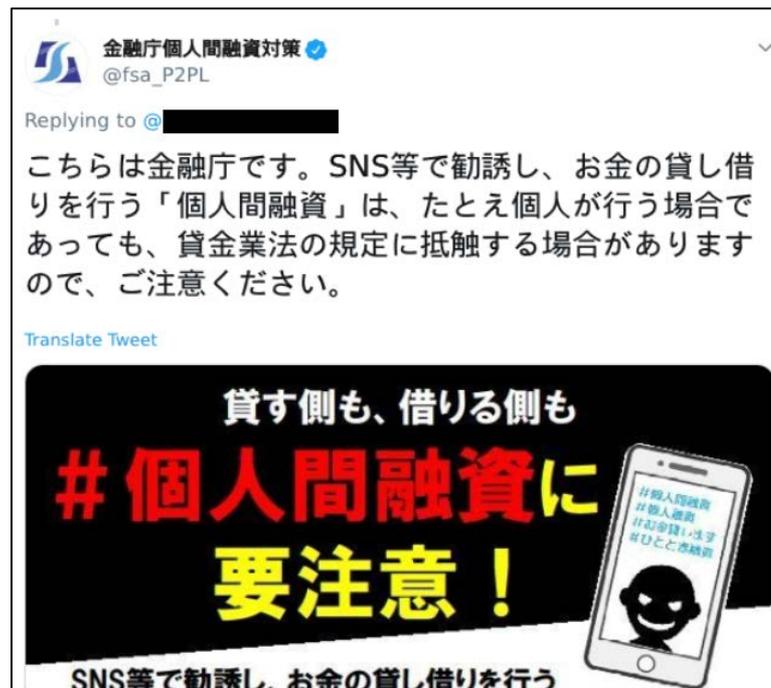


個人融資  
@ [redacted]

本日まだまだ間に合います  
お金にお困りの方即日対応させていただきますので希望金額DM下さい  
完全個人なので少人数ですが力になります。  
相談だけでも結構です  
今は手が空いてますので直ぐ対応出来ます  
主婦,風俗,夜職,個人融資,ブラック,貸します,貸して下さい,個人間融資17

[Translate Tweet](#)  
2:01 PM · Nov 8, 2019 · Botbird tweets

#### 金融庁公式アカウントからの直接返信



金融庁個人間融資対策  
@fsa\_P2PL

Replying to @ [redacted]

こちらは金融庁です。SNS等で勧誘し、お金の貸し借りをを行う「個人間融資」は、たとえ個人が行う場合であっても、貸金業法の規定に抵触する場合がありますので、ご注意ください。

[Translate Tweet](#)



貸す側も、借りる側も  
**#個人間融資に  
要注意!**  
SNS等で勧誘し、お金の貸し借りをを行う  
(令和元年11月8日実施)

(令和元年11月8日実施)

## 5. ギャンブル等依存症対策の動向(包括的な連携協力体制への参画)

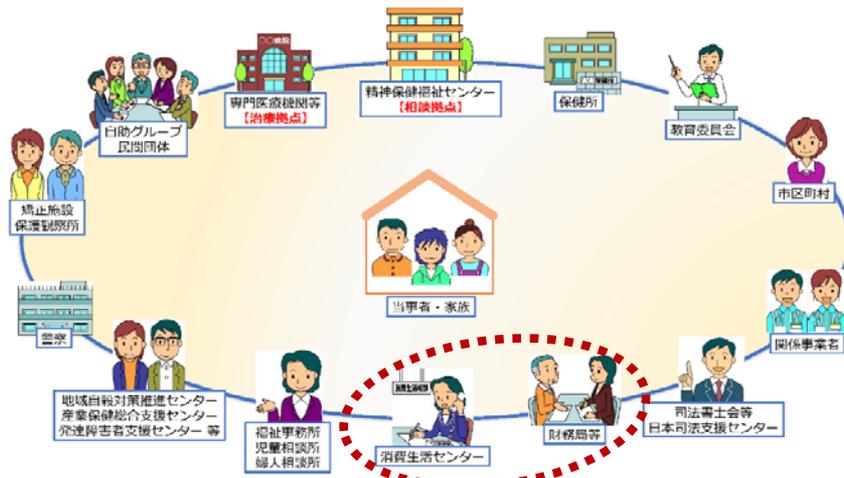
- 令和元年9月19日、金融庁・消費者庁は共同して、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制の構築に協力するよう、各財務(支)局等や、都道府県の関係部局に要請。

※ 令和元年9月17日、厚生労働省から、都道府県・指定都市に対する連携確保の要請がなされたことを受け、速やかに対応したもの。

### 《包括的な連携協力体制のイメージ》

#### 各地域の包括的な連携協力体制の構築【イメージ】

ギャンブル等依存症である者等やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、関係事業者、消費生活センター、日本司法支援センター等の各種相談窓口において早期に発見し、精神保健福祉センター・保健所等の相談機関、専門医療機関等へと早期につなぐ体制を構築



- ギャンブル等依存症である者等を早期に発見し、適切な医療や支援につなげていくための連絡・情報共有体制の構築
- 各機関の支援内容や課題の共有、改善策の検討
- 関係機関の支援内容を相互に周知・啓発するなどの連携した従業員教育・普及啓発

31年度中～

連携協力体制の構築の推進

32～33年度

早期発見・早期介入・早期支援のための連携、対応マニュアルの作成に向けた調査研究

(消費生活庁イラスト集より)

(備考)ギャンブル等依存症対策推進基本計画から抜粋。

### 《発出した文書》

事務連絡  
令和元年9月19日

各財務(支)局、沖縄総合事務局  
多重債務相談業務担当課  
各都道府県  
多重債務者相談担当課  
消費生活相談担当課

御中

金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室  
消費者庁消費者政策課

ギャンブル等依存症対策推進基本計画に位置付けられている  
「包括的な連携協力体制」の構築に係る協力について(依頼)

平素から、多重債務対策・消費者行政の推進に対し、御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ギャンブル等依存症対策推進基本計画(平成31年4月19日閣議決定。以下「基本計画」という。)では、ギャンブル等依存症対策基本法(平成30年法律第74号)第20条において、「……医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずる」と規定されていることを踏まえ、地域における包括的な連携協力体制を構築することとされています。また、当該連携協力体制には、専門医療機関やその他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務(支)局・地方公共団体の多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、市区町村、自助グループ・民間団体、関係事業者等が参加することとされています(基本計画第2章「IV 第1 各地域の包括的な連携協力体制の構築」参照)。

このような要請を満たす包括的な連携協力体制の構築を進めるため、令和元年9月17日付で、厚生労働省から別添の通知が発出されたところです。

各担当部局においては、ギャンブル等により不幸な状況に陥る方をなくせるよう、当該連携協力体制へ参画し、得られた知見をギャンブル等依存症が疑われる者等及びその御家族への相談対応や、知識の普及の取組の実施に適切に役立てていただけるよう、よろしくお願いたします。

なお、各都道府県の担当部局においては、管内市町村(指定都市を含む。)に対し、本件の周知を図っていただけるよう、よろしくお願いたします。